

災害対策基本法の改正概要

〈災害対策基本法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 41 号・平成 24 年 6 月 27 日公布・施行)〉

1 大規模広域的な災害に対する即応力の強化

(1) 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化 (第 51 条・第 53 条)

- 国・地方公共団体等の災害応急対策責任者が情報を共有し、連携して災害応急対策を実施することを規定
- 市町村が被害状況の報告をできなくなった場合、都道府県自ら情報収集等のための必要な措置を講ずることを規定

(2) 地方公共団体間の応援業務等に係る都道府県・国による調整規定の拡充・新設と対象業務の拡大 (第 67 条・第 68 条・第 72 条・第 74 条・第 74 条の 2 等)

- 被災地方公共団体への人的支援を強化するため、災害応急対策業務に係る地方公共団体間の応援規定について、都道府県による調整規定の拡充、国による調整規定を新設
- 消防・水防・救助等人命に関わるような緊急性の極めて高い応急措置(応諾義務有)に限定されている応援の災害業務を、避難所運営・巡回健康相談・施設修繕のような災害応急対策一般に拡大、市町村から都道府県への応援の要求・要請については、応諾義務を課すこととした。

(3) 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化 (第 8 条・第 40 条・第 46 条等)

- 従前から規定されていた地方公共団体の相互応援に加えて広域一時滞在に関する協定の締結に関する事項の実施に努める。
- 災害予防責任者は、あらかじめ地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の受け入れを想定する等の必要な措置を講ずるよう努める。

2 大規模広域な災害に対する被災者対応の改善

(1) 応援物資等を被災地に確実に供給するしくみの創設 (第 36 条の 7 等 新設)

- 備蓄物資等が不足した場合、市町村は都道府県に対し、都道府県は国に対し物資等の供給を要請できることを規定(事態の緊急性等に照らし市町村から国に直接依頼することも妨げない)した。
- 緊急を要し、要請等を待ついとまがないと認められるときは、都道府県・国が自らの判断で

物資供給できること、都道府県・国は運送事業者である指定公共機関等に対し物資の輸送の要請や指示を行うことができるとした。

(2) 市町村・都道府県の区域を越える被害住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定の創設（第86条の2等 新設）

- 市町村・都道府県の区域を越える広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう地方公共団体間の被災住民の受入れ手続き、都道府県・国による調整手続きに関する規定等を新設

3 教訓伝承・防災教育の強化、多様な主体の参画による地域防災力の向上

(1) 教訓伝承の新設・防災教育強化等による防災意識の向上（第7条・第46条・第47条の2等）

- 防災意識の向上を図るため、住民の責務として災害教訓を伝承することを明記。
国・地方公共団体のほか、防災上重要な施設管理者も含めた災害予防責任者が防災教育を行うことを努力義務化した。

(2) 地域防災計画策定等への多様な主体の参画（第15条・第16条）

- 地方防災会議の委員として自主防災組織を構成する者、学識経験者を追加
※内閣府中央防災会議『防災基本計画（H23.12修正）』
「地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実により地域の防災力の向上を図る。」

4 その他

(1) 災害の定義の見直し（第2条）

- 災害の定義に、異常な自然現象の例示として「竜巻」が追加された。

(2) 国・地方公共団体の防災会議と災害対策本部の役割の見直し（第11条・第14条・第16条・第23条の2等）

- 地方防災会議の所掌事務として地域防災計画の作成及びその実施の推進等のほか、「災害が発生した場合に、防災に関する情報を収集すること」及び「非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること」が所掌事務とされていた。
災害発生時には災害対策本部において一元的にこれらの事務を行うことが効果的であることから、地方防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直し・明確化を行い、災害対策本部の事務として「災害に関する情報収集」及び「災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針及び対策の実施」を加えた。
- 地方防災会議においては、防災に関する諮問的機関の機能を強化するため、中央防災会議の所掌事務と同様「防災に関する重要事項の審議」を追加した。